

地域密着型サービス施設の整備及び開設準備に関する補助金について

公募により選定された事業者が、施設の整備や開設準備に対する補助金の交付を希望する場合、補助金の交付申請を提出することができます。

※補助金交付を確約するものではありませんので、ご注意ください。

1 施設の整備に関する補助金

(1) 補助金の額

下記表の左欄の区分に応じ、同表中欄に定める基準額、同表右欄に定める補助対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を補助額とする。

また、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【補助基準額及び補助対象経費】（案）

区 分	基準額	補助対象経費
小規模多機能型居宅介護施設 1施設あたり	39,600千円	左記の施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、適当と認められる購入費等を含むものとする。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設 1施設あたり	7,000千円	

※ 補助基準額は、国・県の施策等により変動します。

(2) 補助対象外経費

次に掲げる経費については、補助の対象としない。また、消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。

- ① 既に実施している事業に対する経費
- ② 診療報酬及び介護報酬で措置されている費用並びに他の補助金等と対象が重複する経費
- ③ 土地の買収又は整地に要する経費
- ④ 土地及び建物の借入に要する経費
- ⑤ 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する経費
- ⑥ 門、囲障、構内通路等の外溝整備に要する経費
- ⑦ 施設を運営するための経常経費
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助対象経費として適当でないと認める経費

(3) 主な交付の条件

補助対象事業を行うためにする契約については、[佐賀県ローカル発注促進要領](#)に基づき県内企業と契約すること。

2 施設の開設準備に関する補助金

(1) 補助金の額

下記表の左欄の区分に応じ、補助単価の欄に定める補助単価に単位の欄に定める単位の数に乗じて得た額、補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額を補助額とする。

また、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

【補助単価及び補助対象経費】（案）

施設種別	補助単価	単位	補助対象経費
小規模多機能型居宅介護施設	989 千円	宿 泊 定員数	左記の施設の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料
定期巡回・随時対応型訪問介護看護施設	16,600 千円	施設数	

※ 補助基準額は、現段階での案です。国・県の施策等により変動します。

(2) 補助対象外経費

1 (2) と同じ

(3) 主な交付の条件

1 (3) と同じ

3 注意事項

(1) この補助金は、国、県及び唐津市の予算成立が事業実施の条件となります。

そのため予算成立しなかった場合、補助金は交付しません。

(2) この補助金は、1 施設につき 1 回かぎりの補助となるため、過去に本事業による補助金を受けた施設での申請はできません。

(3) 消防法施行令により、本体施設の整備と併せてスプリンクラー等消防設備の整備をお願いします。